

茅ヶ崎市長の資産等の公開について

政治倫理の確立のための茅ヶ崎市長の資産等の公開に関する条例(平成7年茅ヶ崎市条例第25号)の規定に基づき、2025年4月作成の報告書について公開します。

1 資産等報告書

任期毎に1回報告することになっており、2022年に報告済みのため、本年は該当いたしません。

2 資産等補充報告書

増加した資産がある場合のみ報告のため、本年は該当ありません。

3 所得等報告書

14,942,388円

(内訳)

給与所得

14,942,388円

4 関連会社等報告書

4月1日現在に報酬を得て会社その他法人の役員等の職に就いていないため、本年は該当ありません。